

松戸市市民交流会館条例の制定について

松戸市市民交流会館条例を別紙のように定める。

平成28年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

市民生活の向上、市民福祉の増進及び市民文化の振興を図り、もって市民の交流に資することを目的とする施設として、市民交流会館を設置するため。

松戸市市民交流会館条例

(趣旨)

第1条 この条例は、松戸市市民交流会館（以下「会館」という。）の設置、管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民生活の向上、市民福祉の増進及び市民文化の振興を図り、もって市民の交流に資するため、会館を設置する。

2 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
松戸市市民交流会館	松戸市新松戸七丁目193番地

(使用の許可)

第3条 会館を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合において、管理運営上必要な条件を付することができる。

(使用の不許可)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会館の使用を許可しない。

- (1) 善良な風俗を害し、又は公安を乱すおそれがあるとき。
- (2) 会館の管理運営上支障があるとき。

(使用期間)

第5条 会館は、同一使用者が同一の施設を引き続き使用するときは、5日を超えて使用することができない。ただし、市長が会館の管理運営上特に支障がないと認めるときは、この限りでない。

(使用料)

第6条 会館の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定めるところにより算出した額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を使用料として納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 本市が直接使用する場合
- (2) 使用者が高校生以下の者である場合
(使用料の納付)

第7条 使用料は、使用許可と同時に納付しなければならない。ただし、官公署その他これに準ずる団体は、市長が指定した納期に納付することができる。

(使用料の減額)

第8条 官公署、社会教育団体、社会福祉団体等がその目的のため会館を使用するときその他市長が特に必要と認めるときは、第6条の使用料を減額することができる。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 天災、地変その他使用者の責によらない理由により使用できないと認められるとき。
- (2) 第11条第1項第3号又は第4号の規定により使用許可を取り消し、又は使用を中止させたとき。
- (3) 使用者が、使用を開始する5日前までに使用の取消しの申出をし、市長がこれを許可したとき。

(目的外使用等の禁止)

第10条 使用者は、使用許可を受けた目的以外に会館を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

- (1) 使用者が、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用者が、使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 公益上やむを得ない理由があるとき。
- (4) その他市長が特に必要があると認めるとき。

(特別の設備等)

第12条 使用者は、会館の使用に当たっては、特別の設備をし、又は既存の設備を変更することはできない。ただし、市長が会館の管理運営上特に支障がないと認めるときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、会館の使用を終了したとき又は前条ただし書の規定により特別の設備をなし、若しくは既存の設備を変更したときは、使用終了後直ちに原状に復さなければならない。第11条の規定により使用許可を取り消され、又は使用を中止させられたときも同様とする。

(損害賠償)

第14条 使用者は、建物又は附帯施設、設備及び備品類を滅失し、又は毀損した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(職員の立入り)

第15条 使用者は、関係職員が職務の執行のため使用中の施設に立ち入ることを妨げてはならない。

(販売行為等の禁止)

第16条 会館及びその敷地内において物品の販売その他これに類する行為をしてはならない。ただし、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第17条 市長は、会館の設置目的を効果的に達成するため、その管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。この場合において、第3条、第4条、第5条ただし書、第9条第3号、第11条及び前条ただし書中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により会館の管理を指定管理者に行わせようとするときは、特別な事由がある場合を除き、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第18条 会館の開館時間及び休館日は、規則で定める。

2 前項に定めるもののほか指定管理者が行う管理の基準は、市長が別に定め

る。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第19条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 文化事業の企画及び実施に関する業務
- (2) 第3条の許可及び第6条の使用料の徴収に関する業務
- (3) 施設及び設備の維持管理（市長が定めるものを除く。）に関する業務
- (4) その他市長が必要と認める業務

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、会館の管理運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表（第6条関係）

1 文化施設使用料				
施設	単位(時間)	金額(円)		
		午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	
多目的ホール	1	700	910	
会議室	1	270	370	
音楽スタジオ	1	220	300	
附属設備及び備品	市長が定める額			
2 運動施設使用料				
施設	単位		金額(円)	
	区分	時間	午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
屋内運動場	専用使用	2	2,800	4,210
	普通使用	1人2		210
屋外運動場	専用使用	2		4,320
	普通使用	1人2		210

備考

- 1 営利を目的として使用する場合及び授業料又は会費等を徴して定期的に反復継続して使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の20割に相当する額を加えた額とする。
- 2 松戸市民以外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の10割に相当する額を加えた額とする。
- 3 前項の者が第1項に該当する場合の使用料は、同項において算定された額に、その額の10割の範囲内において市長が別に定める額を加えた額とする。
- 4 1時間を単位として屋内運動場又は屋外運動場の使用を許可する場合の使用料は、この表に定める使用料の5割に相当する額を減じた額とする。
- 5 半面を単位として多目的ホール、会議室、屋内運動場又は屋外運動場の使用を許可する場合の使用料は、この表に定める使用料の5割に相当する額を減じた額とする。
- 6 前2項の規定にかかわらず、1時間を単位とし、かつ、半面を単位として屋内運動場又は屋外運動場の使用を許可する場合の使用料は、この表に定める使用料の7割5分に相当する額を減じた額とする。